

「シュネーダー先生追悼講演」解題

東北学院時報：1939年12月1日発行（第146号）1～3面 (原本はコチラ)

シュネーダー先生の追悼講演において、鈴木義男は、少年時代にシュネーダー先生から強い人格的な感化を受け、卒業後社会で活躍するようになってからも、生涯に亘って精神的な交わりを続けてきたことを印象深く語っている。そしてこの講演の後半では、シュネーダー先生から受けたキリスト教の教えが、法律家としての鈴木にいかに大きな影響を与えたかについて、非常に深い洞察を展開している。本解題では、この部分に焦点をあててその内容を紹介していきたい。

まず鈴木は法制度や経済構造が高度に発達しても、戦争や搾取や不正義は少しも減っていないと言つて、近代社会の進歩に対する痛烈な批判を展開している。その根本原因として鈴木は、人間存在の奥底に潜む「罪の性質」を指摘する。鈴木によれば人間の罪とは、単なる道徳的欠陥や一時的な失敗ではなく、パウロが言うところの「望む善を行わず、望まない惡を行ってしまう」（「ローマの信徒への手紙」第7章）と深く関係した自己矛盾的状態=自己分裂の状態のことである。つまり人間は本来的に、神から離れて自己中心に傾く傾向（ハマルティア）を抱えており、その力によって人間本来の理性や意志が歪められているというのである。

こうした視点からすれば、いかに社会制度を改革しても、人間の内側にある罪の傾向そのものが取り除かれない限り、真の平和や義は訪れない。鈴木は「百の制度改革も、未だかつて平和と安らぎをもたらしたことはない」と断言している。つまり人間の努力によっていかに外的な制度を変えても、罪を支配する根源的な力には届かない。このような人類の罪のために、この世界はどこまで行っても部分的・暫定的な改善にとどまらざるを得ないのだと言うのである。

では、希望はないのだろうか。鈴木は、社会を動かす理想は内側からではなく、人間を超えた外から、すなわち超越的な神から与えられなければならないと述べる。鈴木の言葉を借りれば「舟の中でいかに力んでも舟は動くものではない。外部から艤を與へなければ動かない。社會の理想は外部から上から社會に示されなければならぬもの」だと言うのである。このように鈴木は人間社会を動かす理想を打ち立てるには、外から注がれる力の必要性を強調し、それを可能にするのが、シュネーダー先生の「魂の教育」なのだと述べる。シュネーダー先生はイエス・キリストの福音を通して、人間を内側から造り變えることに生涯を捧げた。

そこには福音は人間を罪の支配から解放し、キリストにある新しい被造物として再創造する力となるという信念があった。

しかし、そのようにしてもなお人間は罪の性質を持ち続けるために、この地上において完全な理想社会を築くことはできない。鈴木は明示的に「再臨」という言葉を用いてはいないが、彼の述べることは「究極的な義と平和の実現は、イエス・キリストの再臨によって到来する神の国によって実現する」という伝統的なキリスト教の終末論的世界観と軌を一にする。彼は言う。「理想と現實の決して相會ふことのない平行線」のように見えるこの世の中において、「キリスト再び來らんとき現實と理想とは完全に合致するであらう」「かくして個人も救はれ、社会も救はれ、世界も救はれるのである」と。

すなわち、人間の罪はこの世での完成を阻むが、福音は人を内側から変え、最終的な完成はキリストによる神の国の到来において与えられる——これが本追悼講演における鈴木の根本的な考え方だと言えよう。

鈴木は、このような視座に立ってシュネーダー先生の教育を「単なる知識伝達ではなく、罪に支配された人間をキリストにある信仰と愛によって造り変える営み」として評価している。人間の罪を直視しつつもそこにとどまらず、キリストによる救いと再創造に希望を置く——ここに、鈴木がシュネーダーから受けた福音的視座の核心がある。

こうした考え方（この講演では触れられていないが）、鈴木の法哲学研究にも形を変えて表れている。たとえば『現代法哲学問題』では、存在（現実の人間社会）と当為（人間を超えた理想）を区別し、後者を重視した新カント派を高く評価したし、『新憲法読本』では、憲法とは社会を外部から統制する理念を指示したものであり、現実が理想と一致しなくとも、その実現に向け努力すべきものだと述べている（詳しくは本ホームページにある各書の解題を参照のこと）。

このように鈴木がシュネーダーから受けた福音的教えは、東北学院を卒業後も彼の学問研究、法律家や政治家としての活動に根底でつながっていたと考えられる。